

(別紙2)

免 除 可 能 科 目

1. 介護福祉士、障害者居宅介護従事者基礎研修課程、旧1、2級課程及び旧3級課程（「旧介護員研修」の各課程及び「旧ヘルパー要綱」の各課程を含む。）修了者又は修了予定者が同行援護従業者養成研修一般課程を受講する場合
 - (1) 視覚障がい者（児）の福祉サービス
 - (2) 視覚障がいの理解と疾病①
 - (3) 視覚障がい者（児）の心理①
2. 介護福祉士、障害者居宅介護従事者基礎研修課程、旧1、2級課程及び旧3級課程（「旧介護員研修」の各課程及び「旧ヘルパー要綱」の各課程を含む。）修了者又は修了予定者が全身性障害者移動介護従業者養成研修課程を受講する場合
 - (1) 障害者総合支援制度とサービス
 - (2) 居宅介護概論
 - (3) 居宅介護従業者の職業倫理
 - (4) 障がい者（児）の心理
3. 平成23年10月1日以降に北海道において開催された視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者が同行援護従業者養成研修一般課程を受講する場合
 - (1) 視覚障がい者（児）福祉の制度とサービス
 - (2) 同行援護の制度
 - (3) 視覚障がいの理解と疾病①
 - (4) 視覚障がい者（児）の心理①
 - (5) 同行援護従業者の実際と職業倫理
 - (6) 誘導の基本技術①
 - (7) 誘導の応用技術（場面別・街歩き）①
4. 現に講師を務める者（所属事業所において、講師を務める課程を受講する場合に限る。）が講師を務める課程において、現に担当している科目
5. 同行援護従業者養成研修一般課程において、盲ろう者向け通訳・介助員養成事業の研修修了者が、同行援護従業者養成研修一般課程を受講する場合
 - (1) 視覚障がい者の理解と疾病②
 - (2) 視覚障がい者（児）福祉の制度サービス
 - (3) 同行援護従事者の実際と職業倫理
 - (4) 代筆・代読②
 - (5) 誘導の基本技術②
 - (6) 誘導の応用技術（場面別・街歩き）②